



鳥取県公報

平成27年 5月12日（火）
第 8 6 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（331）（東部振興課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関（332）（とっとり暮らし支援課）・・・・・・ 2 生活保護法による医療機関の変更の届出（333）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出（334）（〃）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による介護機関の指定（335）（〃）・・・・・・・・・・ 3 生活保護法による介護機関の変更の届出（336）（〃）・・・・・・・・・・ 3 生活保護法による居宅介護事業等の廃止の届出（337）（〃）・・・・・・・・・・ 4 身体障害者福祉法による医師の指定（338）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業者の指定（339）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・・・ 5 指定居宅サービス事業者の廃止の届出（340）（〃）・・・・・・・・・・ 5 大規模集客施設の設置の届出（341）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 5 土地改良区役員の就退任（342）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 6 土地収用法による土地の立入り（343）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6 都市計画法第66条による告示（344）（道路建設課）・・・・・・・・・・ 7 土地改良区役員の就退任（345）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 7 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（346）（西部総合事務所地域振興局）・・・・・・ 9 指定障害児通所支援事業者の指定（347）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・ 9 指定障害児通所支援事業者の廃止（348）（〃）・・・・・・・・・・ 9
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 10 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 11 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 12
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（税務課）・・・・・・・・・・ 13 随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 13

告 示

鳥取県告示第331号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 27 年 6 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 4 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きずなサポート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岩崎 陽一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者や、キャリアのある高齢者に対して、就労、経済活動、収入の増、効率的な作業従事に関する事業を地域と連動して行い、障害のある人たちの自立、社会参加及び、地域、特に高齢者を元気にすることにより、誰もが生きがいや、夢を持って暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第332号

鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 27 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県とっとり暮らし支援関係補助事業審査会	中山間地域等の活性化及び移住定住の促進に係る補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成 27 年 5 月 12 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	とっとり暮らし支援課

鳥取県告示第333号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
ひふみ薬局トスク店	鳥取市行徳一丁目 103	平成 27 年 2 月 1 日

鳥取県告示第334号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
森医院	鳥取市河原町曳田 117-1	平成 27 年 3 月 31 日
おか内科クリニック	鳥取市江津 407-2	平成 27 年 2 月 1 日
ふくらクリニック	倉吉市山根 532	平成 26 年 12 月 31 日
医療法人社団上原クリニック	倉吉市堺町二丁目 962-2	平成 27 年 1 月 31 日
井上歯科医院	八頭郡八頭町郡家 647	平成 27 年 1 月 30 日
こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目 435	平成 27 年 3 月 31 日
岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富 1029-2	平成 27 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 335 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取市	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	訪問リハビリテーション	平成 27 年 4 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取市	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	鳥取市佐治町国民健康保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	介護予防訪問リハビリテーション	平成 27 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 336 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から開設者の名称等を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 5 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-------

鳥取市	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	鳥取市佐治町国民健康 保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	平成21年2月6日
-----	---------------------	------------------------	---------------------	-----------

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防介護事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
鳥取市	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	鳥取市佐治町国民健康 保険診療所・医科	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	平成21年2月6日

鳥取県告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
鳥取市	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	佐治村国民健康保険診療所	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	平成18年3月 31日

2 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取市	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	佐治村国民健康保険診療所	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	平成18年4月 1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取市	鳥取市佐治町加瀬 木2171-2	佐治村国民健康保険診療所	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2	平成18年3月 31日

鳥取県告示第338号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
眼科	視覚障害	蔵増 亜希子	鳥取市的場一丁目1 鳥取市立病院
〃	〃	永瀬 大輔	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	武信 二三枝	〃
小児科	肢体不自由	細田 千佳	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
整形外科	〃	濱本 佑樹	米子市車尾四丁目17-1

			米子医療センター
”	”	谷田 敦	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	中本 貴久	倉吉市上井町一丁目13-2 谷口病院
消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	菅澤 章	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
消化器内科	小腸機能障害 肝臓機能障害	松岡 宏至	米子市車尾四丁目17-1 米子医療センター

鳥取県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山根麻結美事務所	ワンダフルジャパン	鳥取市雲山71	平成27年5月1日	訪問介護

鳥取県告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社くれよん	くれよんデイサービス	鳥取市松並町二丁目538-1	平成26年10月10日	平成26年10月31日	通所介護

鳥取県告示第341号

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成27年5月12日から同年7月13日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成27年7月13日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
- 大規模集客施設の名称
スーパーセンタートライアル境港店
- 大規模集客施設の敷地の所在地

境港市夕日ヶ丘二丁目 6 外

4 大規模集客施設の用途

物販店舗

5 大規模集客施設の総床面積

5,832平方メートル

6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日

平成27年9月30日

7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）

鳥取県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規程に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年5月12日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

退任した役員の氏名及び住所

理 事	和 田 哲 也	八頭郡八頭町福地346
〃	安 部 公 吉	八頭郡八頭町市場169
〃	西 尾 俊 二	八頭郡八頭町篠波388
〃	森 岡 範 男	八頭郡八頭町大坪587
〃	横 野 栄 樹	八頭郡八頭町山上267
〃	桑 村 和 夫	八頭郡八頭町山田23
〃	草 刈 武 彦	八頭郡八頭町稲荷52
〃	田 中 正 保	八頭郡八頭町下坂464
監 事	田 中 喜 一 郎	八頭郡八頭町大坪278
〃	栄 田 秀 之	八頭郡八頭町下門尾15-2

平成27年4月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	和 田 哲 也	八頭郡八頭町福地346
〃	安 部 公 吉	八頭郡八頭町市場169
〃	西 尾 俊 二	八頭郡八頭町篠波388
〃	横 野 栄 樹	八頭郡八頭町山上267
〃	森 岡 範 男	八頭郡八頭町大坪39-1
〃	桑 村 和 夫	八頭郡八頭町山田22
〃	田 中 正 保	八頭郡八頭町下坂464
〃	草 刈 武 彦	八頭郡八頭町稲荷52
監 事	栄 田 秀 之	八頭郡八頭町下門尾15-2
〃	田 中 喜 一 郎	八頭郡八頭町大坪278

平成27年4月28日就任 任期4年

鳥取県告示第343号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
中国電力株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧架空電線路 河原線NO. 38～NO. 51経年鉄塔建替事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
鳥取市倭文字湯谷北割、字湯谷南割、字池ノ内、字堤下タ、字幸助谷、字妙見谷及び字妙見谷山分、長谷字湯谷、字寺谷、字池成、字土井ノ内、字上河原、字白眼岩、字天神及び字梅ヶ市式、赤子田字宮ノ谷、字椎ノ谷、字小黒見谷及び字岩井谷奥分、河原町布袋字背戸山ノ内榎谷並びに袋河原字榎谷、字下平山、字下向澤、字五号、字四号、字三号、字二号及び字一号
- 4 立ち入ろうとする期間
平成27年5月25日から平成27年12月25日まで

鳥取県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 3・4・32号両三柳中央線及び3・3・4号西福原河崎線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1)収用の部分
米子市両三柳字地主松ノ北、字大沢十三、字大沢十四、字御建通重助道東、字御建通御免地東、字御免地往来南、字堂ノ西、字大沢十八、字沢向弥兵衛道添、字大沢十九、字沢向深池、字深池妻神西、字鞍シウタ、字東六右衛門谷、字六右衛門谷、字鯨池堂西、字六右衛門谷天神西、字鯨池中、字山中文平沖通、字山中大下道西及び字鯨池下並びに河崎字三柳境沖ノ二及び字前川東元荒神地内
(2)使用の部分
なし

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年5月12日

鳥取県中部総合事務局長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|----------------|
| 理 事 | 河 本 幹 | 東伯郡北栄町亀谷242 |
| 〃 | 井 中 信 一 | 東伯郡北栄町六尾324 |
| 〃 | 豊 田 峯 夫 | 東伯郡北栄町妻波1173-2 |
| 〃 | 河 本 俊 明 | 東伯郡北栄町大谷258-1 |
| 〃 | 塚 本 徳 昭 | 東伯郡北栄町大谷1371 |

〃	中 西 博 之	東伯郡北栄町大谷1441
〃	山 下 義 人	東伯郡北栄町大谷1500
〃	馬 淵 俊 博	東伯郡北栄町妻波1225- 2
〃	杉 川 範 慶	東伯郡北栄町由良宿1829
〃	遠 藤 忠 充	東伯郡北栄町由良宿1856
〃	桑 本 勇	東伯郡北栄町由良宿650
〃	盛 山 正	東伯郡琴浦町大字槻下695- 1
〃	大 東 恒 夫	東伯郡北栄町大島750
〃	福 田 泰 宏	東伯郡北栄町西穂波127
〃	木 山 専太郎	東伯郡北栄町瀬戸928- 2
〃	伊 藤 栄 寿	東伯郡北栄町亀谷432
〃	濱 本 孝 明	東伯郡北栄町妻波1460- 7
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507- 4
〃	倉 光 顕	東伯郡北栄町上種275
〃	福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452- 1
〃	徳 山 隆 敏	東伯郡北栄町岩坪180
〃	中 井 喜 光	東伯郡北栄町西高尾847- 83
〃	杉 本 友 行	東伯郡北栄町西高尾483- 1
〃	横 山 勝 巳	東伯郡琴浦町大字法万104- 1
〃	村 岡 東 樹	東伯郡北栄町東高尾439
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644

平成27年4月6日退任

就任した役員の名氏及び住所

理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507- 4
〃	河 本 俊 明	東伯郡北栄町大谷258- 1
〃	塚 本 徳 昭	東伯郡北栄町大谷1371
〃	中 西 博 之	東伯郡北栄町大谷1441
〃	山 下 義 人	東伯郡北栄町大谷1500
〃	三 谷 健 一	東伯郡北栄町妻波1380- 133
〃	杉 川 範 慶	東伯郡北栄町由良宿1829
〃	遠 藤 忠 充	東伯郡北栄町由良宿1856
〃	山 本 恒 志	東伯郡北栄町由良宿142
〃	盛 山 桂 一	東伯郡琴浦町大字槻下783
〃	大 西 明 和	東伯郡北栄町大島756- 5
〃	福 田 泰 宏	東伯郡北栄町西穂波127
〃	木 山 専太郎	東伯郡北栄町瀬戸928- 2
〃	宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644
〃	伊 藤 栄 寿	東伯郡北栄町亀谷432
〃	田 中 達 弥	東伯郡北栄町妻波1396- 5

- 〃 日 置 康 徳 東伯郡北栄町妻波1782
- 〃 倉 光 顕 東伯郡北栄町上種275
- 〃 福 田 徹 志 東伯郡北栄町下種452- 1
- 〃 徳 山 隆 敏 東伯郡北栄町岩坪180
- 〃 中 井 喜 光 東伯郡北栄町西高尾847-83
- 〃 長谷川 久 東伯郡北栄町西高尾489
- 〃 横 山 弘 一 東伯郡琴浦町大字法万365
- 〃 村 岡 東 樹 東伯郡北栄町東高尾439
- 監 事 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502
- 〃 河 本 浩 三 東伯郡北栄町妻波1880- 3
- 〃 生 橋 巧 東伯郡北栄町亀谷1066-13

平成27年 4 月 7 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第346号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年6月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年 5 月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年 4 月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人いるか
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井田 猛
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町西原白浜の三1336-28
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ子どもたちに対して、デイサービス及び個別相談等を行い、彼らが家族と共に健やかに成長し、幸せな生活が送れるよう支援することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第347号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年 5 月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
NPO法人陽なた	境港市夕日ヶ丘二丁目80	NPO法人陽なた	境港市夕日ヶ丘二丁目80	平成27年 5 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

鳥取県告示第348号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
境港市	境港市上道町 3000	境港市児童発達相談 センター	境港市竹内町550 - 2	平成27年 3 月31日	児童発達支援、 保育所等訪問 支援

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成27年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生（男子）予定数
 - 海上要員：若干名
 - 航空要員：若干名
- 募集期間
平成27年5月12日（火）から同月29日（金）まで
- 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 試験期日及び試験場
 - 試験期日
平成27年6月5日（金）又は同月6日（土）
 - 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603
- 合格発表予定日
試験実施時に示す日
- 採用予定時期
 - 海上要員：9月中旬（詳細は、採用予定通知書で通知）
 - 航空要員：8月下旬（詳細は、採用予定通知書で通知）
- 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 問合せ先
 - 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-26-2900）
米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
初心者講習		平成27年6月19日 午前10時から 午後3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成27年6月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成27年6月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第22会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年6月8日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成27年6月14日午後1 時から午後3時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成27年6月22日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年6月16日午前10 時から午後3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成27年6月23日午前10 時から午後3時まで	〃	〃	〃	〃
平成27年6月30日午前9 時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 平成27年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成27年3月24日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 84,324,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | I Cカード運転免許証作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成27年4月7日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 契約金額 | I Cカード運転免許証カード基体一般用1箱当たり 468,000円
I Cカード運転免許証カード基体優良用1箱当たり 468,000円
I Cカード運転免許証カード基体新規用1箱当たり 468,000円
高速型用インクリボン1箱当たり 140,000円 |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達した物品等に関して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると既に調達した物品等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |